

## 別紙

## 新旧対照表

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p style="text-align: center;"><b>損益の通算の計算書</b> (書き方については、控用の計算) (書の裏面を読んでください。)</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____</p> <p style="text-align: left; margin-left: 10px;">(平成十六年分以降用) ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。</p> <p><b>1 経常所得の損益の通算</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">A</td> <td style="width: 10%;">経常所得</td> <td style="width: 10%;">①</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table> <p>・ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦の金額の合計額を書きます(赤字の場合には金額の頭部に△を付します。)</p> <p><b>2 謹渡・一時所得の損益の通算</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">所 得 の 種 類</th> <th rowspan="2">③ 差 引 金 額</th> <th colspan="2">② 通 算 後</th> <th rowspan="2">⑤ 特 別 控 除 額</th> <th rowspan="2">⑥ 謹渡・一時所得の通算後</th> </tr> <tr> <th>譲 渡 期 間</th> <th>総 合</th> <th>円</th> <th>通</th> <th>円</th> <th>②</th> <th>円</th> <th>譲 渡 期 間</th> <th>③</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>長 期 分 (特定損失額) △</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>短 期 分 合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渡 期 合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一 時</td> <td></td> <td>→ ②</td> <td>(赤字のときは0)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑦</td> <td></td> </tr> </table> <p>1 「⑥差引金額」の「総合」欄には、「謹渡資産の収入金額」から「謹渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額を書きます。 2 「⑥差引金額」の「分離(特定損失額)」欄には、「居住用財産の謹渡損失」又は「特定居住用財産の謹渡損失」の金額(以下、「特定損失額」といいます。)について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます(詳しくは、税務署(資産税担当)におたずねください)。 ※ 謹渡資産の取得費(既に必要経費などに算入した金額を除きます)から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の謹渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。 2. 「一時」の②は、「一時所得の収入金額」から「收入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額(赤字のときは0)を書きます。 3 「謹渡」の「⑥特別控除額」の②及び⑦は、次により書いてください。 i 「⑥通算後」の②と⑦の合計額が50万円までの場合は……それぞれ②の金額(赤字のときは0)を書きます。 ii 「⑥通算後」の②と⑦の合計額が50万円を超える場合……②と⑦の順に、それぞれ②と⑦の金額を書きます。 ただし、②と⑦の合計額は50万円が限度となります。 4 「一時」の「⑥特別控除額」⑦には、「一時」②が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。</p> <p><b>3 損益の通算</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">所 得 の 種 類</th> <th rowspan="2">③ 通 算 前</th> <th colspan="2">④ 第 1 次 通 算 后</th> <th rowspan="2">⑤ 第 2 次 通 算 后</th> <th rowspan="2">⑥ 第 3 次 通 算 后</th> <th rowspan="2">⑦ 所 得 金 额</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>第</th> <th>円</th> <th>第</th> <th>円</th> <th>第</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>経常所得</td> <td>①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>譲 渡 期 間</td> <td>総 合</td> <td>②</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長 期 分 離 (特定損失額) △</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>短 期 分 合</td> <td>④</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td>④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C</td> <td>山 林</td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一 時</td> <td>⑥</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>算</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑦</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>退 職</td> <td>→ ⑧</td> <td>(赤字のときは0)</td> <td></td> <td></td> <td>⑧</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">所得金額の合計額(⑨から⑯までの合計額)</td> <td>⑯</td> </tr> </table> <p>1 「③通算前」の①及び③から⑩は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 謹渡・一時所得の損益の通算」より転記します。 2 「山林」の⑦及び「退職」の⑧は、山林所得及び退職所得(赤字のときは0)を書きます(山林所得が赤字の場合には金額の頭部に△を付します。) ○ 申告書への転記については、控用の裏面を読んでください。</p> <p style="text-align: center;"><b>損益の通算の計算書</b> (書き方については、控用の計算) (青の裏面を読んでください。)</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____</p> <p style="text-align: left; margin-left: 10px;">(平成 年分) ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。</p> <p><b>1 経常所得の損益の通算</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">A</td> <td style="width: 10%;">経常所得</td> <td style="width: 10%;">①</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table> <p>・ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦の金額の合計額を書きます(赤字の場合には金額の頭部に△を付します。)</p> <p><b>2 謹渡・一時所得の損益の通算</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">所 得 の 種 類</th> <th rowspan="2">③ 差 引 金 額</th> <th colspan="2">④ 第 1 次 通 算 后</th> <th rowspan="2">⑤ 第 2 次 通 算 后</th> <th rowspan="2">⑥ 特 别 控 除 額</th> <th rowspan="2">⑦ 謹渡・一時所得の通算後</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>第</th> <th>円</th> <th>第</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>譲 渡 期 間</td> <td>一般分</td> <td>①</td> <td>2</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>短 期</td> <td>難 解 分</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>長 期</td> <td>難 解 分</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C</td> <td>短 期</td> <td>一般分</td> <td>④</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>長 期</td> <td>難 解 分</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>一 時</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> </table> <p>1 「③差引金額」の各欄には、「謹渡資産の収入金額」から「謹渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額を書きます。 ※ 謹渡資産の取扱費(既に必要経費などに算入した金額を除きます)から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の謹渡に際して直接要した費用などの合計額をいります。 2 「一時」の②は、「一時所得の収入金額」から「收入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額(赤字のときは0)を書きます。 3 「謹渡」の「⑥特別控除額」の②及び③は、次により書いてください。 i 「④第一次通算後」の②と③の合計額が50万円までの場合は……それぞれ②と③の金額(赤字のときは0)を書きます。 ii 「④第二次通算後」の②と③の合計額が50万円を超える場合……②と③の順に、それぞれ②と③の金額を書きます。 ただし、②と③の合計額は50万円が限度となります。 4 「一時」の「⑥特別控除額」②には、「一時」②が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。</p> <p><b>3 損益の通算</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">所 得 の 種 類</th> <th rowspan="2">③ 通 算 前</th> <th colspan="2">④ 第 1 次 通 算 后</th> <th rowspan="2">⑤ 第 2 次 通 算 后</th> <th rowspan="2">⑥ 第 3 次 通 算 后</th> <th rowspan="2">⑦ 所 得 金 额</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>第</th> <th>円</th> <th>第</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>経常所得</td> <td>①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>譲 渡 期 間</td> <td>一般分</td> <td>②</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長 期 分 離 (特定損失額) △</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>短 期 分 合</td> <td>④</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C</td> <td>山 林</td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一 時</td> <td>⑥</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>算</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑦</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>退 職</td> <td>→ ⑧</td> <td>(赤字のときは0)</td> <td></td> <td></td> <td>⑧</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">所得金額の合計額(⑨から⑯までの合計額)</td> <td>⑯</td> </tr> </table> <p>1 「③通算前」の①及び③から⑩は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 謹渡・一時所得の損益の通算」より転記します。 2 「山林」の⑦及び「退職」の⑧は、山林所得及び退職所得(赤字のときは0)を書きます(山林所得が赤字の場合には金額の頭部に△を付します。) ○ 申告書への転記については、控用の裏面を読んでください。</p>	A	経常所得	①	円	所 得 の 種 類	③ 差 引 金 額	② 通 算 後		⑤ 特 別 控 除 額	⑥ 謹渡・一時所得の通算後	譲 渡 期 間	総 合	円	通	円	②	円	譲 渡 期 間	③	円	B	長 期 分 (特定損失額) △								④		短 期 分 合								⑤		渡 期 合								⑥		一 時		→ ②	(赤字のときは0)					⑦		所 得 の 種 類	③ 通 算 前	④ 第 1 次 通 算 后		⑤ 第 2 次 通 算 后	⑥ 第 3 次 通 算 后	⑦ 所 得 金 额	円	第	円	第	円	第	A	経常所得	①				①			譲 渡 期 間	総 合	②	1	2	②			長 期 分 離 (特定損失額) △	△				③		B	短 期 分 合	④	△			④			次					⑤			通					⑥			C	山 林	⑤				⑤			一 時	⑥				⑥			算					⑦			D	退 職	→ ⑧	(赤字のときは0)			⑧			所得金額の合計額(⑨から⑯までの合計額)							⑯	A	経常所得	①	円	所 得 の 種 類	③ 差 引 金 額	④ 第 1 次 通 算 后		⑤ 第 2 次 通 算 后	⑥ 特 别 控 除 額	⑦ 謹渡・一時所得の通算後	円	第	円	第	B	譲 渡 期 間	一般分	①	2	②	③	短 期	難 解 分	△	△	△	△	長 期	難 解 分	△	△	△	△	C	短 期	一般分	④	1	2	⑤	長 期	難 解 分	△	△	△	△	一 時	△	△	△	△	△	所 得 の 種 類	③ 通 算 前	④ 第 1 次 通 算 后		⑤ 第 2 次 通 算 后	⑥ 第 3 次 通 算 后	⑦ 所 得 金 额	円	第	円	第	A	経常所得	①				①			譲 渡 期 間	一般分	②	1	2	②			長 期 分 離 (特定損失額) △	△				③		B	短 期 分 合	④	△	△	△	④			次					⑤			通					⑥			C	山 林	⑤				⑤			一 時	⑥				⑥			算					⑦			D	退 職	→ ⑧	(赤字のときは0)			⑧			所得金額の合計額(⑨から⑯までの合計額)							⑯
A	経常所得	①	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
所 得 の 種 類	③ 差 引 金 額	② 通 算 後		⑤ 特 別 控 除 額	⑥ 謹渡・一時所得の通算後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		譲 渡 期 間	総 合			円	通	円	②	円	譲 渡 期 間	③	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
B	長 期 分 (特定損失額) △								④																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	短 期 分 合								⑤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	渡 期 合								⑥																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
一 時		→ ②	(赤字のときは0)					⑦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
所 得 の 種 類	③ 通 算 前	④ 第 1 次 通 算 后		⑤ 第 2 次 通 算 后	⑥ 第 3 次 通 算 后	⑦ 所 得 金 额																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		円	第				円	第	円	第																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
A	経常所得	①				①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	譲 渡 期 間	総 合	②	1	2	②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	長 期 分 離 (特定損失額) △	△				③																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
B	短 期 分 合	④	△			④																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	次					⑤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	通					⑥																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
C	山 林	⑤				⑤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	一 時	⑥				⑥																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	算					⑦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
D	退 職	→ ⑧	(赤字のときは0)			⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
所得金額の合計額(⑨から⑯までの合計額)							⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
A	経常所得	①	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
所 得 の 種 類	③ 差 引 金 額	④ 第 1 次 通 算 后		⑤ 第 2 次 通 算 后	⑥ 特 别 控 除 額	⑦ 謹渡・一時所得の通算後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		円	第				円	第																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
B	譲 渡 期 間	一般分	①	2	②	③																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	短 期	難 解 分	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	長 期	難 解 分	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
C	短 期	一般分	④	1	2	⑤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	長 期	難 解 分	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	一 時	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
所 得 の 種 類	③ 通 算 前	④ 第 1 次 通 算 后		⑤ 第 2 次 通 算 后	⑥ 第 3 次 通 算 后	⑦ 所 得 金 额																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		円	第				円	第																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
A	経常所得	①				①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	譲 渡 期 間	一般分	②	1	2	②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	長 期 分 離 (特定損失額) △	△				③																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
B	短 期 分 合	④	△	△	△	④																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	次					⑤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	通					⑥																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
C	山 林	⑤				⑤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	一 時	⑥				⑥																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	算					⑦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
D	退 職	→ ⑧	(赤字のときは0)			⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
所得金額の合計額(⑨から⑯までの合計額)							⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

## 新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>損益の通算の計算書の書き方</b></p> <p>1 「2 講渡・一時所得の損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「⑩通算後」の「講渡」の各欄 「⑨差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます (「講渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「⑨差引金額」の金額をそのまま転記します。) ・「⑨差引金額」が赤字と黒字の場合…「⑨差引金額」の赤字を「総合」、「分離」(特定損失額)の順に、「総合」の黒字と通算します(「総合」の黒字の区分内は、「初期」、「长期」の順に通算します)。</p> <p>(2) 「⑪講渡・一時所得の通算後」の各欄 「⑩通算後(※)」の「講渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。 ※「講渡・総合」及び「一時」は、「⑩通算後」の金額から「⑤特別控除額」を差し引いた金額になります。</p> <p>2 「3 損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「⑪第1次通算後」の各欄 イ 「⑩通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「⑧通算前」の金額をそのまま転記します。 ロ 「⑩通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。 ハ 「⑩通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。</p> <p>(2) 「⑫第2次通算後」の各欄 イ 「⑪第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「⑫第1次通算後」の金額をそのまま転記します。 ロ 「⑪第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「講渡」の順にCの黒字と通算します。 ハ 「⑪第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。</p> <p>(3) 「⑬第3次通算後」の各欄 イ 「⑫第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「短期・分離」、「长期・分離」、「长期・総合」、「一時」の順にDの黒字と通算します。 ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「⑭第2次通算後」の金額をそのまま転記します。</p> <p>(4) 「⑮所得金額」の各欄 イ 「⑩第3次通算後」の⑨と⑩の金額の合計額が黒字の場合…「⑯所得金額」の例には、「⑨と⑩の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「⑩第3次通算後」の金額を転記します。</p> <p>3 申告書への転記</p> <p>(1) 申告書B第一表 イ 「所得金額」欄の①から⑦ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます(「所得税の確定申告の手引き～確定申告書B～」参照)。</p> <p>ロ 「収入金額等」欄の⑦、⑧及び「所得金額」欄の⑧ i 「2 講渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合 ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の⑦に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p> <p>ii 「以外の場合」 ⑧の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の⑦に、⑧と⑨の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p> <p>ハ 「収入金額等」欄の⑦及び「所得金額」欄の⑧ ⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の⑦に、⑨と⑩の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p> <p>(2) 申告書第三表(分離課税用) イ 「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」欄 申告書第三表(分離課税用)の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額(収入金額一必要経費)」の各欄の通算前の金額をかっこで明記、⑯、⑰、⑱、⑲及び⑳の金額を譲渡の区分に応じてその上段に転記します。</p> <p>ロ 「所得金額」欄の⑩及び⑪ ⑩の金額を申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑩に、⑩と⑪の金額を「所得金額」欄の⑪にそれぞれ転記します。</p> <p><b>損益の通算の計算書の書き方</b></p> <p>1 「2 講渡・一時所得の損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「⑪第1次通算後」の各欄 「⑨差引金額」の「短期」、「長期」の区分ごとに「分離」、「総合」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます(「分離」、「総合」がともに赤字又は黒字の場合には、「⑨差引金額」の金額をそのまま転記します)。</p> <p>ハ 「収入金額等」欄の⑦及び「所得金額」欄の⑨ ⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の⑦に、⑨と⑩の金額の合計額を「所得金額」欄の⑨にそれぞれ転記します。</p> <p>ii 「以外の場合」 ⑦と⑧の金額の合計額を「所得金額」欄の⑨にそれぞれ転記します。</p> <p>iii 「所得金額」欄の⑨ ⑨の金額を申告書B第一表の「所得金額」欄の⑨にそれぞれ転記します。</p> <p>iv 「短期」の各欄 i 「⑨差引金額」の「分離」が赤字の場合…他の「分離」の黒字と通算した後に、「総合」と通算します。</p> <p>ii 「⑨差引金額」の「総合」が赤字の場合…「分離・一般分」、「分離・特定分」、「分離・軽課分」と通算します。</p> <p>ロ 「长期」の各欄 i 「⑨差引金額」の「分離」が黒字の場合…他の「分離」の黒字と上段から順に通算(これと異なる順序で通算しても差し支えありません)。した後に、「総合」と通算します。</p> <p>ii 「⑨差引金額」の「総合」が赤字の場合…「分離・一般分」、「分離・特定分」、「分離・軽課分」と通算します(これと異なる順序で通算しても差し支えありません)。</p> <p>(2) 「⑫第2次通算後」の各欄 「⑪第1次通算後」の「講渡」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます(「短期」、「长期」がともに赤字又は黒字の場合には、「⑪第1次通算後」の金額をそのまま転記します)。</p> <p>・「⑪第1次通算後」の「短期」、「长期」の各段に赤字や黒字がある場合、「短期」、「长期」の区分ごとに黒字は「分離」、「総合」の順に通算します(「分離」の区分内は、上段から順に通算しますが、「长期・分離」の区分内は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません)。</p> <p>(3) 「⑬第3次通算後」の各欄 「⑫第2次通算後(※)」の「講渡」の赤字又は黒字と「一時」の順に通算します。 「講渡」の赤字は、「総合」、「长期・分離」、「短期・分離」の順に通算します(「短期・分離」の区分内は、上段から順に通算しますが、他は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません)。 ※「講渡・総合」及び「一時」は、「⑭第2次通算後」の金額から「⑮特別控除額」を差し引いた金額になります。</p> <p>2 「3 損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「⑪第1次通算後」の各欄 イ 「⑩通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「⑧通算前」の金額をそのまま転記します。 ロ 「⑩通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・分離」、「长期・分離」、「长期・総合」、「长期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。</p> <p>ハ 「⑩通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。</p> <p>(2) 「⑫第2次通算後」の各欄 イ 「⑪第1次通算後」の⑨と⑩の金額の合計額が黒字の場合…「⑯所得金額」の例には、「⑨と⑩の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「⑩第3次通算後」の金額を転記します。</p> <p>ロ イ以外の場合…「⑯所得金額」に「⑩第3次通算後」の金額を記載します。</p> <p>(3) 「⑮所得金額」の各欄 イ 「⑩第3次通算後」の⑨と⑩の金額の合計額が黒字の場合…「⑯所得金額」の欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます(「所得税の確定申告の手引き～確定申告書B～」参照)。</p> <p>ロ 「収入金額等」欄の⑦、⑧及び「所得金額」欄の⑧ i 「2 講渡・一時所得の損益の通算」の⑤と⑨の金額の合計額が赤字の場合 ⑤の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の⑦に、⑤と⑨の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p> <p>ii 「以外の場合」 ⑧の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の⑦に、⑧と⑨の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p> <p>ハ 「収入金額等」欄の⑦及び「所得金額」欄の⑧ ⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の⑦に、⑨と⑩の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p> <p>(2) 申告書第三表(分離課税用) イ 「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」欄 申告書第三表(分離課税用)の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額(収入金額一必要経費)」の各欄の通算前の金額をかっこで明記、⑯、⑰、⑱、⑲及び⑳の金額を譲渡の区分に応じてその上段に転記します。</p> <p>ロ 「所得金額」欄の⑩及び⑪ ⑩の金額を申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑩に、⑩と⑪の金額を「所得金額」欄の⑪にそれぞれ転記します。</p>	